

現代日本論概論 2012 年度

第5講(補遺) 法律情報の調べかた (5/25)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 法律に関する情報の集めかたを理解する

1 前回宿題について

借家法 (1921 年法律第 50 号) 7 条の 2:

居住ノ用ニ供スル建物ノ賃借人ガ相続人ナクシテ死亡シタル場合ニ於テ其ノ当時婚姻又ハ縁組ノ届出ヲ為ササルモ賃借人ト事実上夫婦又ハ親子ト同様ノ関係ニ在リタル同居者アルトキハ其ノ者ハ賃借人ノ権利義務ヲ承継ス 但シ相続人ナクシテ死亡シタルコトヲ知リタル後 1 月内ニ賃貸人ニ対シ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ 2 前項本文ノ場合ニ於テハ建物ノ賃貸借関係ニ基キ生ジタル債権又ハ債務ハ同項ノ規定ニ依リ賃借人ノ権利義務ヲ承継シタル者ニ帰属ス (「法庫」 <<http://www.houko.com/00/01/T10/050.HTM>> 2010 年 5 月 18 日閲覧)

この条文は「借地法等の一部を改正する法律」(1966 年法律第 93 号) によって新設された。

第七条ノ二の規定の新設は、居住用の建物の賃借人が相続人なくして死亡した場合に、現行法では借家権が消滅し、同居の内縁の夫婦または事実上の養親子の関係にある者でも立のかざるを得ないこととなりますので、これらの者の居住権を保護いたしますため、反対の意思表示をしない限り、これらの者が借家権及びその借家関係により生じました債権債務を承継するものとした。 (第 51 回国会 衆議院法務委員会 第 21 号 (1966 年 3 月 31 日) での石井法務大臣による提案理由説明。国立国会図書館「日本法令索引」 <<http://hourei.ndl.go.jp/>> の会議録一覧による。2010 年 5 月 18 日閲覧)

借家法は「借地借家法」(1991 年法律第 90 号) によって廃止された (ただしそれ以前の契約について一部効力がのこっている (借地借家法 附則))。現在は借地借家法 36 条に同様の条文がある

2 探す対象

- (1) 法律の条文や立法・改正の経緯
- (2) 判例
- (3) 法解釈や判例に関する学説

3 法律そのもの

法律の名称と略称、法令番号について

例： 育児・介護休業法 = 1991年に「育児休業等に関する法律」(1991年法律第76号)として成立、5月15日に公布

改正法の仕組み 「○ を改正する法律」によるパッチワーク

例： 「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」(1995年法律第107号) 題名を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に変更(1995年6月9日)

改正法を「溶け込ませた」形の最新の条文が提供されている

- 法務省『現行日本法規』(ぎょうせい)
- 衆議院・参議院『現行法規総覧』(第一法規)
- 六法全書
- 法令データ提供システム(総務省) <<http://law.e-gov.go.jp/>>

立法・改正の経緯

- 日本法令索引(国立国会図書館) <<http://hourei.ndl.go.jp/>>

4 判例

- 判例の原本は判決文そのもの 各裁判所に保管
- 主要な判決を編集したものが公式判例集として刊行されている 『最高裁判所民事判例集』など
- 主要な判決の抜粋を掲載する「判例誌」と呼ばれる雑誌がある 『判例時報』『判例タイムズ』
- 法学の雑誌・書籍などには、判例の評釈や解説が多数掲載されている

5 学説

法律を解釈・適用するにあたってどのような考えかたが使われているか。

その分野の入門書・概説書で、主要な考えかたとその変遷をおさえておく
判例評釈は、過去の判例も踏まえて学説の動向をまとめてあることが多い

法学関連の文章では、判例や学説についての解説と著者個人の意見とが分離していないことが多いので、注意して読むこと。

6 データベース

東北大学では、2011年度から、「第一法規法情報総合データベース D1-Law.com」を購入している。東北大学キャンパス内のコンピュータからアクセス可能。

https://www.d1-law.com/ip_login/

「現行法規 履歴検索」では、現在および過去の法律とその改正過程のほか、任意の一時点で有効な法律の条文を表示させることができる(2001年1月6日以降のみの模様)。

「判例体系」では、主要な判例集・判例誌に掲載された判例が検索できる。

7 参考文献

- 水野紀子・大村敦志・窪田充見(編)(2008)『家族法判例百選 第7版』(別冊ジュリスト 193) 有斐閣.